資料４

知調二発第　125　号
令和２年８月６日

各都道府県知事　様

全国知事会事務総長　古尾谷　光男
（公印省略）

被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議における
検討結果を踏まえた今後の対応について（依頼）

日頃より、当会の運営に御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、被災者生活再建支援制度については、その充実と安定を図るため、平成30年11月の全国知事会議で提言を取りまとめ、国に対して取組を強く要請するとともに、令和元年６月には、「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」を設置して検討を重ねた結果、別添のとおり検討結果報告として取りまとめ、７月20日開催の危機管理・防災特別委員会においてご了承いただいた上で、公表されたところです。

こうした結果を踏まえ、先月30日開催の「令和２年（2020年）７月豪雨非常災害対策本部第12回本部会議」において、武田防災担当大臣より、半壊世帯への一部にも被災者生活再建支援金の支給対象を拡大する方向で検討等を進める旨の発言があり、現在、国において制度の具体的内容の検討や、令和２年７月豪雨の被災世帯も支給対象とする方向で検討が進められているところです。

被災地において、被害認定調査を行う際には、今回打ち出された制度改正の内容を前提とした対応をいただきたく、内閣府が発出した事務連絡「令和２年７月豪雨により被災した住家の写真の撮影・保存について（令和２年７月31日付）」に十分御留意の上、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

担当者
調査第二部　伊藤
電　話 03-5212-9131
メール cho2adm@nga.gr.jp

被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議の検討結果（概要）

【実態把握調査の結果】

○半壊や準半壊でも適切な保険・共済への加入により数百万円程度の受取金

○住宅再建が進まないのは、保険・共済の未加入世帯が多い

○住宅の補修費等は、同じ「半壊」であっても損害割合に応じて大きく異なる

＜補修費の平均＞

	損害割合	
半壊	（20%～29%）	：162.8万円
半壊	（30%～39%）	：466.6万円
大規模半壊	（40%～49%）	：926.4万円

【今後の方向性】

○災害からの住宅再建等は「自助」による取組が基本（それを支援金等の「公助」で側面的に支援）

○国・地方が連携して、住民に対し、保険・共済への加入促進など自助の取組を促していくことが重要

○半壊のうち損害割合20%台は、既存の応急修理での対応が考えられる

○半壊のうち損害割合30%台は、「著しい被害」として、支援金の対象とすることが考えられる

（その際の支援額は、補修で50万円程度が妥当）

（併せて建設・購入で100万円、賃借で25万円程度が妥当）

この拡充により、支援金と応急修理を合わせた支援の枠組みは、被害の程度に応じて調和のとれたものとなる

被災者生活再建支援金の支給対象の拡充

（赤字部分が実務者会議の検討結果で提案された拡充内容）　（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

	損害割合	基礎支援金（住宅の被害程度）	加算支援金（住宅の再建方法）		計
①全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体			補修	100万円	200万円
③長期避難			賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊	40%～49%	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤半壊	30%～39%	支給せず	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

※半壊のうち損害割合20%～29%は支給対象としない。

＜参考＞住宅の応急修理（災害救助法：現物給付）

半壊以上（損害割合20%以上）：最大59.5万円

準半壊（損害割合10%～19%）：最大30万円

事　務　連　絡
令和２年７月３１日

令和２年７月豪雨
被災都道府県担当部局長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

令和２年７月豪雨により被災した住家の写真の撮影・保存について

罹災証明書の交付のために実施する住家の被害認定調査（以下「調査」という。）の実施にあたっては、これまでも「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和２年７月５日事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））により、被災者や調査を実施する市町村において、被災状況の写真の撮影・保存をお願いしてきたところですが、本年７月 30 日開催の「令和２年（2020 年）７月豪雨非常災害対策本部第 12 回本部会議」において、武田防災担当大臣より、半壊世帯の一部にも被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給対象を拡大する方向で検討等を進める旨の発言があり、制度の具体的な内容は今後の検討となりますが、令和２年７月豪雨の被災世帯も支給の対象とする方向で検討を進めています。その場合、対象となる世帯は、半壊の中でも被害の程度が大きい（損害割合が高い）世帯とする方向で検討していますが、同災害の被災世帯では、既に調査が終了している場合が多いと考えられることから、改めて調査を実施するのではなく、暫定的な措置として、支援金の申請手続の中で、浸水深と住家内外の写真を活用して支給対象であるか否かを判定することとすることが想定されます。

つきましては、今般の災害で被災者生活再建支援法が適用される市町村に対して、改めて調査段階での写真撮影・保存を求めるとともに、同市町村に対して、被災世帯に改めて別添チラシ等を活用して写真撮影・保存の周知を徹底するよう通知願います。なお、被災世帯におかれましては、写真撮影後に補修等を開始していただいても構いませんので、念のため申し添えます。

問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付　辻野、佐藤、安田
Tel 03-3503-9394　Fax 03-3502-6034
Mail　g.higainintei@cao.go.jp

別　添

住まいが被害を受けたとき最初にすること

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。

※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
  ①被災した部屋ごとの全景写真
  ②被害箇所の「寄り」の写真
  を撮影しましょう。

＜想定される撮影箇所＞
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス　など

＜イメージ図＞

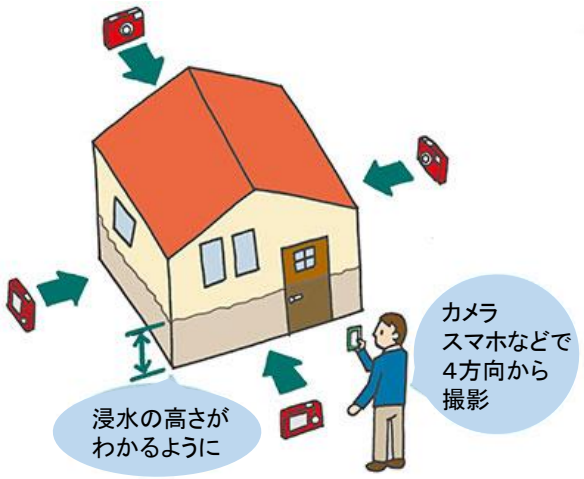

★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

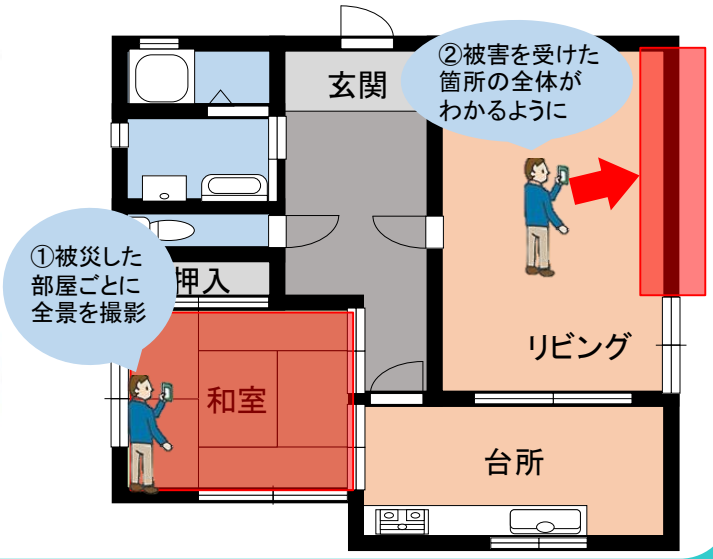

内閣府・△△県・〇〇市

参考資料

事　務　連　絡
令和２年７月５日

各都道府県担当部局長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査・判定に必要な事項については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等（以下、「手引き等」という。）により示しているところですが、判定の適切な実施や、個々の災害ごとに様々な支援制度が設けられ、その判定にも被害認定調査の資料の活用が期待されていることから、住家の被害認定調査にあたっては、下記の点に留意するよう、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

記

１．被災者自身による写真撮影の協力依頼及びその撮影時の留意事項について

被災者が各種被災者支援を受けるためには、罹災証明書の交付を受ける必要があります。その前提として市町村職員が住家の被害認定調査を行いますが、その前に建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片付け等をしてしまうと調査が困難となるため、あらかじめ、可能な限り被災者が被害状況について写真撮影を実施し、保存しておいていただくよう広報の徹底をお願いいたします。

なお、被災した住家の写真撮影に係る広報用のチラシについて、別添のとおり作成しておりますので、適宜ご活用ください。

２．調査員による住家の被害認定調査に係る写真撮影について

被災した住家の調査・判定に当たっては、判定根拠として、損傷箇所の写真撮影が重要となります。この写真は、被災者から再調査依頼があった場合、依頼

の内容を精査する際の根拠資料にも活用されるため、十分な枚数を撮影するようお願いいたします。

なお、撮影に当たっては、手引き等とあわせて、下記の点に留意の上、撮影していただきますようお願いいたします。

＜撮影上の留意点＞

※枚数は最低限の数であり、これ以上の撮影枚数になっても構いません。

✓被害箇所は漏れなく撮影するよう留意してください。

✓被害が客観的に良くわかるよう、下記の手順を参考に各部位の撮影を実施してください。

① 建物の全景写真は可能な限り周囲４面を撮影（４枚）

② 浸水被害等がある場合、メジャー等をあてて全体を写した遠景と目盛りが読み取れる近景を撮影（２枚）

③ 水害における外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していると判断した場合には、その内容が分かる写真も別途撮影（２枚）

④ 建物の傾斜角を撮影する場合、建物４隅の測定結果を撮影（４枚）

⑤ 室内を撮影する場合、被災した部屋ごとの全景写真を撮影（複数枚）

⑥ 被害箇所の面積割合が分かるよう、被害箇所も含む見切り範囲を撮影（複数枚）

⑦ 被害程度が分かるよう、被害箇所のクローズアップ写真を撮影（複数枚）

✓指さし確認による撮影も、後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。

✓室外で撮影する場合、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。

✓室内で撮影する場合、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。

✓撮影した写真データは、調査票とあわせて整理する必要があります。データ整理を容易にするため、カメラの日時設定は正確にしておき、写真に撮影日時の記録を残しておくとよいでしょう。

✓最初に撮影する箇所と撮影の順序をあらかじめ定めておくと整理が容易になります（調査票の調査番号部分から撮影するなど等）。また、定められた撮影方法は、整理を円滑に行うためにも遵守してください。

問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付　辻野、佐藤、安田
Tel 03-3503-9394　Fax 03-3502-6034
Mail　g.higaintei@cao.go.jp